

## 第一章 総 則

### 第1条

本会は、雄風会と称し新居浜高専同窓会である「燧会」の松山支部の位置づけとし、事務所を会長宅とする。

### 第2条

本会は、会員相互の交流と親和を図る事を目的とし、原則年2回の懇親を行う。

## 第二章 会 員

### 第3条

本会は、次の会員及び賛助会員をもって組織する。

**会員とは**、新居浜工業高等専門学校の卒業生及び在学した者で松山市およびその周辺地域に居住もしくは勤務し、本人による入会の届出があった者。

**賛助会員とは**、会員資格を有しないが、本人による入会の届出があった者。ただし、会員1名以上の推薦を必要とする。

## 第三章 役 員

### 第4条

本会に次の役員を置く。

- |         |       |          |
|---------|-------|----------|
| 一 会長    | (1名)  |          |
| 二 副会長   | (2名)  |          |
| 三 会計監査  | (2名)  |          |
| 四 会計    | (2名)  |          |
| 五 庶務    | (2名)  |          |
| 六 HP担当  | (2名)  | :平成27年新設 |
| 七 青年部長  | (1名)  | :同上      |
| 八 青年副部長 | (若干名) | :同上      |
| 九 顧問    | (若干名) |          |
| 十 女性部長  | (1名)  | :平成28年新設 |

会長、副会長及び会計監査は、会員相互の推薦により選出し任期は2年とする。但し再任は妨げない。会計(2名)庶務係(2名)の選出については会長の指名とし、陣容についても会長が任意に変更することができる。

## 第四章 会 計

### 第5条

本会の運営は、年会費、寄付金及びその他の収入をもってあてる。

**会員年会費は2000円、賛助会員年会費は1000円**とし、毎年12月末までに納付するものとする。

新入会員**及び新入賛助会員**の年会費は初年度に限り免除とする。(平成28年改定)

### 第6条

本会の会計年度は、1月1日から12月31日までとする。

## 第五章 雑 則

### 第7条

本会則の変更は、役員会の決議による。

#### 附 則

- ① この会則は、平成21年8月30日から施行する。
- ② 平成21年度雄風会事務所所在地 愛媛県松山市河野中須賀392-1
- ③ 平成25年度雄風会事務所所在地 愛媛県松山市福角町甲557-3 (株)七五三 内
- ④ 平成27年1月1日 一部改訂
- ⑤ 平成28年1月1日 一部改訂